

近世長崎の米穀供給体制と社会慣行

小山 幸伸

はじめに

長崎は、その地理的条件から米穀の生産に適さず、幕府役人への扶持米ならびに都市住民の飯米確保は為政者の重要課題であった。同時に近世期の長崎は、鎖国下における唯一の貿易港でもあった。そのため幕藩制国家の主宰者である幕府としては、対外的威信にかけても飢餓人などを出す訳にはいかなかったのである。

ところで元禄11年（1698）以降には、長崎貿易の運営は長崎会所によって行われ、長崎貿易は幕府直営の管理貿易体制となった。¹⁾その後、正徳5年（1715）の正德新例により、長崎貿易制度はほぼ完成したと言える。中村質氏は、この体制を「鎖国貿易体制」と呼んだ。²⁾この「鎖国貿易体制」の特徴は、①幕府直轄の体制であり、会所による貿易利潤が幕府財政に組み込まれたこと、②長崎の都市住民が地役人として貿易に参加する体制が確立したこと、などが挙げられるだろう。これによって、都市行政と貿易業務との連動が確立するのである。前者については、やがて幕府勘定方と長崎奉行が人事的にも連動していくことが指摘されている。³⁾また後者については、近世前期より貿易利銀を、家持層には「箇所銀」、借家人層には「竈銀」として、都市住民に配分していたことが知られている。⁴⁾これに加え様々な形で、貿易利潤が都市行政に運用されていくのである。このような貿易体制を維持していくために、長崎貿易と都市行政は密接に結ぶつく構造となつたのである。⁵⁾

かかる体制の下で、近世期の貿易都市長崎は展開したのである。そのため貿易維持の観点から都市行政が実施され、都市住民の生計と一体不可分なものとして貿易が運営される体制となった。それ故、幕府役人への扶持米支給のみならず、地役人への役料支給や、住民の飯米供給が大きな問題となった。

このような条件下で、長崎への廻米体制は成立したのである。近隣諸地域からの廻米には、役料を賄うための廻送や、米穀市場への商品流通としての廻送が恒常的なものとしてあった他に、飢饉や凶作に対する臨時的な廻送があった。既に、恒常的な廻送に関しては、

中野等氏の研究があり、近隣地域の流通体制と関連した考察が行われている。⁶⁾ また商品としての米穀に関しては、都市での消費の問題に関する研究⁷⁾ 以外にも、貿易品としての側面から検討された研究もある。⁸⁾ 本稿では、このような様々な側面を持つ長崎の米穀問題のうち、長崎市中での供給面を中心に、長崎貿易と関連する都市行政制度として、どのような米穀供給体制を構築したのか、またどのような社会慣行が存在したのかを明らかにしたい。そのためには、富商が果たした社会的役割の検討や、貧家救済のための御救米が貿易とどのように結びつくのかを検討する必要がある。

このような貿易都市の特質を踏まえ、米穀供給を巡る公的な「御救い」の体制と、「合力」「施行」などの社会慣行による私的な救済がどのように実施されたのかを検証することから、消費都市としての長崎を考察することが本稿の目的である。

1. 長崎廻米体制

1.1. 長崎廻米

長崎における廻米については、恒常に廻送され「長崎御用」に供するものと、米穀欠乏や飢饉に際して行われる臨時的なものがあった。前者については、前述した中野等氏による研究によって、次のことが判明している。⁹⁾

- ① 最初の長崎廻米は、寛文9年（1669）に始まる約1,000石の肥前高来・彼杵郡の天領年貢米である。これは、寛文3年の大火からの再建の中で、都市再建計画の一環として実施されたものとみられる。
- ② 延宝4年（1676）からは、肥後天草米が廻送された。これは、天草の天領化をまって実施されたものである。
- ③ 「正徳新令」（1715）において、大坂城米の「長崎地下人飯米の料」を目的とする廻送が実施された。この大坂城米の長崎廻送は長期にわたっての実施はされなかつたが、豊後米によって受け継がれた。
- ④ 享保18年（1733）、幕府は「長崎凶年之節地下人共御救之為」として、豊後日田・玖珠両郡の貢米5,000石を廻送した。この廻米は、平年には備米として瀬崎蔵に囲い置かれた後、地払いされた。
- ⑤ 元文3年（1738）には上記④とは別に5,000石が廻送されることになった。これは、長崎の代官制が復活するのに際して、「諸渡方」に費やされた。

- ⑥ 明和 1 年 (1764) より、石見米 4,000 石・豊前米 3,800 石が廻送された。明和 6 年には、豊前米は豊後米 4,000 石に振り替えとなった。石見米のうち 2,500 石も文化 3 年 (1806) には豊後米へと振り替えられている。
- ⑦ 文政 2 年 (1819) には筑前怡土郡米 620 石が追加された。
- ⑧ 慶応 3 年 (1867) には定高を 21,000 石に減らした。これは 5,000 石近い減石であったが、慶応 4 年以降も 16,500 石が長崎に廻送されている。

中野氏は、以上の歴史的変遷を分析され、次の点を指摘されている。

- (1) 「正徳新令」までの近隣天領からの廻米は、その大部分を「長崎御用」に使用したのに対して、「正徳新令」による大坂城米の廻送では、「軽き者共御救のため相場よりは格別下直ニ為相払」というかたちで流通させている。
- (2) 享保・元文期に幕府年貢米の長崎廻送量は増大するが、この量的拡大と併行して豊後米への依存が高まった。

前者の指摘は、長崎廻米が持った意義が、「正徳新令」によって行政的用途のみから社会的用途を含むものへと拡大していったことを物語っている。

ところで『崎陽群談』によると、正徳期における大坂城米の廻送について、現地長崎での決済に関して、次の事実が判明する。

(史料 1)

大坂御城米当地江相廻り候事

一 惣而長崎の事ハ外国と交易の場ニ候間、當時雖困窮候、尚又他に可比所ニ而ハ無之候、然共右の交易故に人数も相増候へ共、もと所の產物無之、縱少々有之といふ共、僅に三千弐百石の地ニ候処、町中ニ斗四万人の余住居の事ニ而候間、米ハ不及申雜穀共都而他所より持寄り候を以、日用の糧と仕候より外ニハ仕形無之候、然るに若近国不熟の年、或は海路不順の節ハ、通路絶候而糧米を断候事幾度も可有之様子の所ニ候、然は縦金銀を山に積ミ候共、時節ニ寄而是飢餓の難義ニ逼リ可申事勿論ニ候歟、依之正徳四年の春於江府、秋元但馬守殿江右子細具に申上之候、然る処、正徳三年の冬より同四年の夏ニ至候迄、此地疫病はやり候而凡五千人の余死失候、此儀疫病と申内、地下人困窮の上、其年ハ近国不熟ニ而米穀の価甚高直成ニ寄、軽き輩ハ雜穀の類ひ迄食候事難儀、野菜不及申平日食物にあらざる木葉迄漸々取喰ひ候而飢を凌候牀の事故、右疫病ニもかく死失候事ニ候、その故ハ富饒成輩壱人も疫病ニ懸り候者ハこれなく候、右の子細其節在勤の奉行より江府江及注進候、就夫大坂御城米御払ニ成候内を、年々

多少ニよらす於此地御払ニ成候様ニ仕度旨、猶又但馬守殿江申入置候内、但馬守殿卒去ニ付而、久世大和守殿江右の子細申上候処、御沙汰相極大坂御城米御払の内より可被相廻候旨、大坂御城代・町奉行江も被仰越候間、当地奉行より右の衆中へ申談、請取候様ニとの御書付大和守殿被相渡候、依之正徳五年より右の御米相廻り候事

- 一 右御米代銀の義は、時節の相場ニ相払ひ、十ヶ月延ニ大坂御藏江上納仕度旨、且又大和守殿江久松備後守を以申上候処、其通可仕旨被仰渡由従備後守申来候、右備後守書状新御用長持の内ニ有之候事
- 一 右御米請取の儀、奉行証文を以可相渡候旨、請取役人可差越由、且又代銀は大坂御金奉行江相納候様ニと、同所町奉行北条安芸守・鈴木飛驒守より申来候、依之大岡備前守証文壹通、御役所附の者両人に為持之請取、御米船積等手廻の為メ乙名共の内壱人差添、右三人大坂江為差登候之処、安房守より差図ニ而、御藏奉行江右の者共罷出、御米請取廻船借請候而相廻し候事、

附、御米受取手形の案詞ハ、古条の内ニ有之候、且又右御米大坂より当地へ相廻し候船に、御城米の印相立候様安房守へ申遣候処、其年ハ御城米の印相立候様ニと、請取ニ差越候者共へ安房守申渡候間、右の印相立候、並請取ニ差越候者共の雜用銀は、浮銀の内より相渡候事、

- 一 右御米於当地段々ニ為相払候処、三年越ふけ米故、時節の相場よりは格別下直ニ有之候、其上軽キ者共御救の筋ニ候処、世上の相場高直ニ任せ、其通ニ而為買取候而ハ、此米有之候逆も買取候事不能成候へは、御救の詮も無之事ニ候、依之時節の相場よりは格別下直ニ為相払候、然共右の通りニ而ハ代銀減シ、僅の義ニ而も無失墜の事ニ候間、右払代銀の外ニ浮銀の内より差加へ候而、御藏納仕可然儀ニ候事、

附、御米去未年始而相廻り、代銀十ヶ月延置、備前守交代上ハ代銀相納可申候、右代銀納の儀ニ付、鈴木飛驒守迄申越候趣有之、返報到来候、右返報の通を以御米代銀追而相納可然候、返報の書状新御用長持の内ニ有之候事、

(『崎陽群談』)¹⁰⁾

この史料から次の点が判明する。

- ① 長崎は町中に4万人程の住人が居るにも拘らず、生産量は僅かに3,200石程度しかなく、またもし近隣諸国も不作である時などには、飢渴の状態に陥る可能性もある。
- ② 正徳3～4年(1713～14)の時期には、疾病が流行り、およそ5,000人余が死亡し、米価高騰もあり、「軽き輩」すなわち都市下層民は、飢餓と疾病が重なる状態であった。

- ③ そのため正徳5年には、大坂城米を長崎で供給する措置が取られた。
- ④ 上記の米の代銀は、10ヶ月の延べ払いに大坂御蔵に支払うことになった。
- ⑤ 上記の米の受け取りには、奉行が発行した証文が必要であり、請取役人3名を派遣した。彼らは大坂に上り御蔵奉行から米を受け取り、大坂御金奉行に代銀を納め、廻船を借り受けて長崎へ廻送した。
- ⑥ これらの米は長崎で備蓄され、徐々に払い下げられた。3年越しの古米であったために、相場よりは廉価で販売した。これは「軽き輩」の為であるが、このような措置では、代銀を減らすことになるので、「浮銀」を加えて御蔵に納めることになった。

このように、正徳期に実施された大坂城米の長崎廻送には、「軽き輩」すなわち都市下層民を救済しようとする為政者の救貧政策的な意図が明確であった。

いっぽう、米穀窮乏や飢饉の際に実施された臨時の長崎廻米については、中野氏が指摘しているように、寛文9年（1669）以前に既に長崎周辺の村々から市中に上納されていた可能性は高い。¹¹⁾ また飢饉の際には、緊急措置として、近隣諸地域の天領・私領などより長崎廻米が行われていたと思われる。次の史料は、「長崎実記年代録」に記された万治2年（1659）のものである。

（史料2）

— 今年当表米穀払底ニテ及飢饉ニ付、甲斐氏諸所御代官所より御米当表ニ被差廻候様
被申越、追々廻着ス

- 一 米弐千石余 小笠原信濃守 但豊前ニ御預り所有り
- 一 同弐千石余 松平市正 但豊後ニ御預り所有り
- 一 同六千石余 小川藤左衛門
同 又左衛門

米高合一万七百拾弐石七斗三升其外近国大名ヨリ米廻着有て地下中ニ拝借被仰付

（『長崎実記年代録』）¹²⁾

この史料にあるように、万治2年には米穀払底のために、長崎奉行であった甲斐庄喜右衛門の支配地より、10,712石7斗3升の米が長崎へ廻送されている。また近隣の諸大名よりの廻米があったことも判明する。このような緊急事態に対応するために臨時の長崎廻米を実施したのであった。万治2年のこの段階では、長崎会所も成立しておらず、長崎貿易は管理貿易体制に入ってはいない。それ故に、長崎奉行は西国諸藩への押さえとしての政治的意義は大きくとも、経済官僚的側面は未成熟であった。やがて元禄期の貿易改革と長

崎会所の成立によって管理貿易体制が構築されると、長崎廻米を維持する体制も、長崎会所の経済活動と連動する側面が大きくなる。そのために、後述するように、長崎会所より近隣の諸藩に対して、臨時の長崎廻米を前提とした融資も行なわれていたのである。

1.2. 米穀を巡る公的体制

長崎へ廻送された米穀は、役人に支給される外、瀬崎蔵などに備蓄された。¹³⁾ このような長崎における米穀の支給と備蓄の体制について以下考察したい。

まず地下役人に対する米穀の確保に関しては、市法貨物商法期（1672～1684）に、貿易利銀と連動させた次のような規定がある。

（史料3）

用米之事

- 一 此米の事ハ、市法中浮銀の内より、米代銀として貳百七拾貫目除置之、右之銀子を以米下直の節買入置、地下役人願次第二拝借ニ差出、追而配分銀の節役料銀を以返納為仕候、右の通年々今以仕来候事、
- 一 右米支配ハ町年寄之内壱人宛、年番ニ相勤候事、
- 一 米蔵ハ西御役屋鋪の隣、船番居候長屋の脇の土蔵ニ入置候、此蔵を御用米蔵と申來候事、

- 此蔵修復銀ハ少々の修復ニ而候得は、米の計出シ等ニ而浮米有之候を払候而、右の代銀以繕ニ申付候、余分の入用有之候へは、闕所銀より申付候事も有之候事、
- 一 右之米ハ、地役人江貸来候事故、惣地下人の為ニ不罷成候、地下役人は相応ニ役料も有之事ニ候へは、此米借シ不申候逆も相続可仕事ニ候、然は此米の代銀は、向後相増候様ニ申付候不可及候事

（『崎陽群談』）¹⁴⁾

ここで述べられているように、市法取引によって発生した「浮銀」すなわち貿易利銀のうち、米代銀として270貫目を控除している。米価が廉価の際に、この貿易利銀で米を購入しておき、地下役人へ貸渡し、その後地下役人配分銀を以って返済するというシステムであった。ここで購入した米は、地下役人に貸渡すものであった。そのため惣地下人つまり都市住民全体に対する助成とはなっていない。それ故、今後はこの代銀の増額は実施しない、ということが決定している。

これに対して、惣地下人に対する助成の体制として、町乙名に加役として米穀関係の役

職を課す体制が成立してくる。次の史料は、宝暦5年（1755）に御買入米掛が加役として課せられた際の事情を伝えるものである。

（史料4）

- 一 宝暦五亥年、菅沼下野守様御在勤、十二月、米高直ニ相成、壱石ニ付銀九拾五六匁程ニ壳買仕候砌、高石文次右衛門并私儀兩人被召出、不依役人商人、米所持高、惣町致吟味書出候様被仰付、帳面仕立差上候末、西築町唐物屋太兵衛、江戸町入来屋平太郎所持仕候米、私共兩人并会所請払三人、西築町江戸町乙名方罷越、商人江対談仕、石ニ付八拾目三分ツツ御買上御用相勤申候、然処右之御米、惣町竈之者共并家持之内ニも、至而難儀ニ相暮候者吟味仕申上候様被仰付、帳面相調子差上候処、七千三百八拾八竈江壱竈ニ付御米壱斗宛御貸渡被仰付、則惣町相廻り、向々計渡申候、尤代銀上納之儀は、翌子年七月、竈拝領銀を以被為遊御取引候、其節兩人へ御買入米掛加役被仰付、御書付を以、以来入津仕候ハ、其町々乙名方より兩人江書付を以廻着高時々掛ケ合候様被仰出候ニ付、両大方へ承届候廻着高引替帳を以御届申上候、尤翌子十二月、坪内駿河守様御在勤之節、又々米高直ニ付、八千四百拾六竈江御米壱斗ツツ北瀬崎御蔵米を以、御貸渡被仰付候節も、前年之通相勤申候
- 一 米当津江積廻シ候ても直段引合不申候歟、又ハ問屋共仕切之節代物替等仕他所江積立候節は、其時々両大方江町々同役方より以書付掛ケ合仕、吟味之上御役所へ罷出、御窺申上、御聞済被為遊候上、蔵入之場所或は積船へ罷越、俵数相改、相違無御座候得は、船積仕らせ候段、以書付御届申上候、尤米高直之時節歟、船間ニ而払底之砌ニ御座候得は、積出御聞済無之儀も御座候
- 一 米相場高直之砌、囲置メ壳等仕候儀平生心掛、若右躰之儀も有之候得ハ、其居町同役共江心付ケ、品ニより候ては、御役所へ申上候様被仰付置候
- 一 米相場毎々承繕ひ、高下以書付御届申上候
- 一 米石壳直段高直ニ相成候節、小壳直段も高直ニ壳出し候末、石壳直段引下ケ候ても、小壳直段引下ケ不申候儀間々有之候、左様之節は米屋共対談仕、壳方承糺、申方ニより直下ケ等之儀心付候様仕候

右之通ニ而御座候、以上

未四月

御買入米掛

峯 甚蔵

（「乙名勤方書」）¹⁵⁾

この史料から、まず御買入米掛の成立事情として、次のことが分かる。

- ① 宝暦5年（1755）の米価高騰に際して、高石文次右衛門と峯甚蔵の2名に、惣町の米所有量の調査が命じられた。
- ② 西築町の唐物屋太兵衛、江戸町の入来屋平太郎が所持していた米について、高石・峯の両名および会所請払三人が、西築町江戸町乙名方を訪問し、商人に相談して、1石に付80目3分ずつで買い上げることとなった。
- ③ この米について、「惣町竈之者共」つまり借家人や、家持の中で難儀している者も居ることを、調査結果から報告した処、7,388竈に対して1竈に付き米1斗ずつ貸渡すこととなった。
- ④ この代銀は、竈銀を以って決算された。
- ⑤ この時に、高石文次右衛門と峯甚蔵は、御買入米掛に任命された。
- ⑥ 翌年、再び米価が騰貴したので、8,416竈に対して、米1斗ずつの割合で、北瀬崎御米蔵に備蓄していた米を貸渡した。

このような事情で成立した御買入米掛であるが、その任務は、第2条以下の記述が示すごとく、次のような内容であった。

- ① 長崎に廻着した米の価格が折り合わなかったり、問屋商人が代物替などのために他所へ送ったりするような場合には、御買入米掛の両名と各町の役人が相談の上、役所に報告する。米価高騰や米穀払底の際には、積み出しを承認しない場合もあった。
- ② 米相場が高値の時には、囲米の締め売りを行うことも平常から意識していなければならなかった。そのため、米相場の高下は常々記録して報告した。
- ③ 米を安値で元売しても、米屋が安値で販売しない場合が間々あった。そのような場合には、米屋と対談し安値で販売するよう指導した。

ところで長崎奉行は、このような惣地下人に対する米穀供給に対して責任を持つだけではなく、貿易都市であるが故に、貿易相手である唐人に対する米穀の支給も考慮に入れる必要があった。そのため、唐人糧米方吟味役という役目を追加している。

（史料5）

- 一 寛延元年辰八月十三日、安部主計守様御在勤之節、私儀被召出、唐人糧米方吟味役被仰付、其節は相役本下町乙名島谷又次郎兩人ニ而相勤居候処、十一年以前申年、出島町乙名被仰付候ニ付、其年より私老人ニ而当未年迄相勤申候 (中略)
- 一 兼而唐人糧米為用意、芳野屋彦左衛門同久兵衛江買入申付、精方錢屋利兵衛竹内和

七両人江相渡精置、唐人望申出次第吟味仕、何百石ニ而も手支無之様ニ仕候事

- 一 米直段之儀は、市中相場并米落札主より直段付を取、唐人屋敷乙名私立合、唐人へ通事を以通弁仕らせ、直段等時々ニ高低少も相違無之様ニ厳密ニ仕候事
- 一 買入方芳野屋より精方江米相渡候節、逐一俵数并下米無之様上米等相改、帳面ニ書載仕、年寄年番方へ度毎ニ相届申候事
- 一 粮米入候蔵私封印仕、精每ニ日々出勤仕立合、升目斤数先規御定法之通厳密ニ俵作蔵入仕らせ、猶又封印仕唐人粮米印申出候へは、蔵先へ相詰、俵数相改、帳面ニ印形仕大門通シ館内ニ持入、乙名部屋江向々船主呼寄セ請取らせ、帳面ニ印形取置候事
- 一 月々唐人江相渡申候米石高、芳野屋并精方双方之帳面引合相調子、代銀間違無之様吟味仕、私割印仕、長崎会所へ為差出、芳野屋江銀子請取申候事

右唐人粮米方吟味役勤方之儀被仰出、乍恐書付差上申候、以上

未四月

唐人粮米方吟味役炉粕町乙名

竹内久平太

(「乙名勤方書」)¹⁶⁾

この史料から判明する唐人粮米方吟味役の仕事内容は、次の通りである。

- ① 本文の筆者である炉粕町乙名竹内久平太は、寛延元年（1748）より唐人粮米方吟味役を乙名加役として勤めていた。
- ② 唐人用の米は、芳野屋彦左衛門と芳野屋久兵衛に買い入れを命じ、銭屋利兵衛・竹内和七の両名に渡し精米させ、唐人の要求に答えられるようにしていた。
- ③ 米価は、市中の相場および落札価格を掌握し、唐人屋敷乙名と唐人粮米方吟味役竹内久平太が立会いの上、唐人へも唐通事に通訳させ、価格の相違が無いように努力した。
- ④ 買入担当の芳野屋が精方に米を渡す際には、俵数および品質を確認し、帳面に記載の上、町年寄年番方に報告していた。
- ⑤ 粮米を蔵入れする際には、唐人粮米方吟味役が封印し、精米ごとに立会い斤数など厳密に管理し俵を作った。また唐人に粮米を渡す際には、俵数を確認の上、唐人屋敷の乙名部屋に唐船主を呼び、受取りの印を押させて支給した。
- ⑥ 每月唐人屋敷へ支給した米の量を、買入方と精方の双方の帳面を精査し、代銀に間違のないことを確認の上、長崎会所へ報告し、芳野屋に代銀を支払った。

この内容からも分かるように、貿易都市長崎を維持していくためには、貿易相手である唐人の食糧確保は必要不可欠であった。食糧が不足するような事態ともなれば、貿易の為

の渡航が減少するであろうし、そのことは貿易利銀によって運営されている長崎の都市機能を麻痺させることに繋がるからである。またそのような経済的な理由と同時に、貿易相手への食糧供給が不十分ということは、対外的威信に関わるという政治的理由もあった。

このような幕府官吏・地役人・惣地下人・唐人への配給の体制を堅持していくためには、廻米を実施できる体制を構築するだけではなく、緊急時への備蓄すなわち廻米を実施する必要があった。そのために御廻米掛を設置している。次の史料は、御廻米掛設置の事情と、その役割を記すものである。

(史料 6)

御廻米方掛リ之儀者、寛政三亥年 水野若狭守様御在勤之節、乙名之内兩人被召出掛
被仰付、都而当地出産之米穀無数、諸国共凶作之節至而及難儀候もの有之候ニ付、
御廻米被為立置永年市中米穀払底之節為手当相備置候様一統御救之御趣意を以、長崎
会所役人一同掛り被仰付、右ニ付勤方取斗之趣、左ニ申上候 (中略)

- 一 市中壳米払底差支候節者、買入方仰付次第双方手附之者共近国江差廻シ、急速ニ買
入方之儀取組せ市中壳米取続候様取斗申候
- 一 御廻米之内御払等被仰付候節者、御蔵米御払之振合を以市中米屋共江入札為仕、代
銀即銀納又者日延納兩様御伺申上、御下知次第落札主居町乙名江掛合根証文取調米渡
方仕候 (中略)

一 天保七申年九月

久世伊勢守様戸川播磨守様御在勤之節、近年打続諸国違作ニ而当地廻米無數一統致難
儀不容易事ニ付、御両殿様ニ而式拾貫目分之唐物別段ニ為持渡候商法取組、來西年より
都而寛政之度之振合を以、粉米買上御蔵廻之儀取斗、右粉米蔵廻之儀者、非常備之
為ニ候条出格之訳を以、元代式拾貫目出割宜敷品ニ八拾割程を目当ニいたし年々右餘
銀を以粉米買入、追々詰切候ハヽ、右余銀会所備銀之元江組入置、追而詰替之用意可
致、縱令備銀出来候逆貸付等之取斗者不宜、後年ニ至り候共、急度貸付申間敷、右銀
時々御奉行様より外ニ取斗被仰付候共、会所調役始会所役人者申談余事之取斗ニ者難
仕旨可申立段、被仰出右之御仕法、當時迄相立居申候

- 一 同年十月当地廻米払底ニ而及差支候ニ付、肥後大村御両家御領分之米を以、式千石
程当地江差廻シ、非常備之為新地御廻米蔵所江廻置候様ニ付、右米廻着次第去未年唐
方臨時御買上余銀之内を以、買入方取斗置候様被仰渡、尤右者蔵粉と者訳違候間、來
西年より者諸国作柄之増様ニ寄リ、代銀御出方并詰方其外払代銀等取斗之儀、可相伺

と被仰渡、右肥後大村米高弐千石御詰方ニ相成、其末御買入米方江御下ヶ渡ニ相成候、已來御買入米方より追々代米相詰置候趣、翌々亥年十一月迄右米不残御払ニ相成申候
(中略)

長崎之儀者其地出產之米穀無數ニ付、諸国凶作之節者当地江之廻米茂少く軽もの共難渋有之ニ付、蔵所并糲米買入之備元立之儀、寛政二戌年御改正之節、先役水野若狭守永井筑前守取調伺濟之上、其頃之元代買六拾貫目之内拾貫目相減、若狭守筑前守双方ニ而弐拾貫目分之唐物別段ニ為持渡、年々於会所払立、右之出銀を以糲米買上追々蔵廻申付、米穀払底之節、市中之者手當用意ニ備置候積リ翌亥年申渡、左之通取斗來候処、文化九申年曲渕甲斐守古屋紀伊守勤役中元代買之儀相止、已來正金受用之儀伺之上申渡候ニ付、前書糲米買入方之儀者、文化八未年迄ニ而相止候由、且又文政三辰年筒井和泉守間宮筑前守勤役中伺之上、正金請取之儀者相止、唐紅毛ニ而四拾貫目丈之元代買之儀申渡、其後文政六未年土方出雲守勤役中伺之上、寛政度之通唐紅毛ニ而五拾貫目元代買之積リ申渡候ニ付、其節より糲米買入方之儀も、寛政度之通取斗候様可申渡処、夫成ニ相成居候由、然ル処近年打続諸國違作ニ而、当地江廻米無數ニ付、其地一統難渋之儀顯然之事ニ候得者、是又不容易事ニ付、今度自分共申合、寛政度相減候拾貫目双方にて弐拾貫目丈之唐物別段ニ為持渡候商法取組、來酉年より都而寛政度之振合を以糲米買上蔵廻之儀可取斗候

(「御廻米掛リ勤方書」)¹⁷⁾

ここで述べられている御廻米掛の役割としては、

- ① 売米払底の際には、手附の者を近国に派遣して買い入れを行わせる。
- ② 廻米を市中の米屋に入札で売り払う。その際に落札主は、即金と延納の2通りの支払い方法があったが、その支払いを保証するために、居住する町の町乙名が証人となる根証文を提出させた。
- ③ 根証文を精査した上で、米を引き渡す。

同様の内容は、「文化二丑年改乙名頭取惣町乙名勤方并諸加役大意書」¹⁸⁾にも記されているが、本史料は、その後の動向が記されていて興味深い。中でも長崎奉行が、貿易上有していた特権を活用して、廻米を行うシステムについては詳細な記述がある。まずここで述べられている廻米のシステムを確認すると、次のようなものである。

- ① 両長崎奉行が合計20貫目分の唐物別段商法を実施する。
- ② この商法では、8倍程の高値を付けそうな商品を選択して原価で購入する。

③ この商法による販売益によって出た剩余銀で、粉米を買い入れる。

④ この剩余銀は、会所の備銀の元金に組み入れるが、貸し付けなどは行わない。

このように長崎奉行はその特権として、原価で唐物を購入し、それを売り払うことで利益を上げていたが、これは既得権として有する別段取引によって発生する貿易利銀を活用して、囮米を購入しようとするシステムなのである。貿易都市長崎ならではの資金の生み出し方であると評価できるだろう。このシステムは、本文に「寛政之度之振合を以」とあることからも分かるように寛政期に成立したのである。それ以降の変遷を紹介すると、次の通りである。

① 寛政2年（1790）に、長崎奉行であった水野若狭守・永井筑前守が、それぞれ輸入品を原価で購入する元代買い60貫目分の内から10貫目分を別段とし、両者合わせて20貫目分の唐物によって生み出される利益銀で粉米を買い入れた。

② 文化9年（1812）曲渕甲斐守・古屋紀伊守の時代に、このシステムは中止され、正金で受用した。

③ 文政3年（1820）筒井和泉守・間宮筑前守の時代には、正金請取は中止し、40貫目分だけ唐紅毛船から元代買いを行った。

④ 文政6年（1823）土方出雲守の時に、唐紅毛船から50貫目分の元代買いを行い、粉米買い入れも寛政年間のものに戻して実施した。

⑤ 天保7年（1836）、久世伊勢守・戸川播磨守の時に、両奉行からの申し出によって、寛政の基準に戻し、両奉行がそれぞれ10貫目合計20貫目分を別段とし、その利益銀で粉米を購入することとしたのである。

従来長崎奉行は、その役職による貿易上の特権を有していた。元代買いというシステムによって、より容易に利益が獲得でき、その利益を役得として保持できたのである。天保7年において、長崎奉行がその利益をこのような社会的政策に振り向けた側面は評価に値するものであったと思われる。

以上のように、近世期の貿易都市の特質として、貿易利銀と密接不可分な体制を構築することで、市中での米穀供給体制や囮米体制が構築されたのである。

1.3. 囮米の入札と決済

近隣諸地域より廻送された米は、長崎で入札に掛けられ地払いされる場合や、米蔵に備蓄された後に地払いされる場合があった。この地払いでの取引の実態を考察したい。まず

入札に関する取引慣行を見たい。次の史料は「長崎瀬崎御米蔵延享元子年元払御勘定目録」と題する史料であり、延享元年（1744）における瀬崎御米蔵の米を幕吏・地役人に支払う「元払い」を記録したものである。

(史料7)

米千石	広戸 半十郎
此代銀六拾八貫目七百目	今井 織部
但京杵壹石ニ付六拾八匁七分宛	池田 喜太夫
	宝田 金左衛門

是者御切米御扶持方相渡候残米松平左近将監酒井讚岐守松平伊豆守証文を以、先格之通入札申付、松波備前守家来遠藤權助立合入札を披落札直段吟味之上相払申候、但商人買上手形有之

(「長崎瀬崎御米蔵延享元子年元払御勘定目録」)¹⁹⁾

この史料から次のことが分かる。

- ① 切米・扶持米として支給した残りを入札に付している。
- ② この入札には長崎奉行松波備前守の家来が立会っている。
- ③ 入札に参加する際には、商人の買上手形を所有していたことから、商人への転売を前提としたものであった。つまり商人の信用が、この入札の決済を担保しているのである。

この勘定目録には、切米・扶持米の支給とともに、史料7で取り上げたような内容が多数記されており、入札に付した量ごとにその代銀を記している。切米・扶持米の支給の残りを、商人への転売を前提として役人が一定量ごとに入札していったのである。なおその切米・扶持米の支払い状況を表1に記した。

このような幕吏・地役人への「元払い」の入札の他に、市中の米商人を対象とした入札もあった。その際の慣行として、先に挙げた史料6にも入札の規定が記されていたように、即納で支払う場合と、延納の二通りがあったことが分かる。具体的な銀額などの違いが分かる史料として、時代的には少々下るが慶応年間における豊後米および豊後米代筑後米の取引に関する史料が現存する。

表1 延享元年切米扶持米渡高

受取人	役料	備考
田付 阿波守	16石9斗2升 ^{*1}	24人扶持1俵
松波 備前守	69石4斗8升 ^{*2}	24人扶持1俵
高木 作右衛門	17石6斗5升	10人扶持
町年寄7人	123石5斗5升	1人前10人扶持
長崎糸割符宿老3人	37石0斗6升5合	1人前7人扶持
長崎会所元方払方目附4人	35石3斗	1人前5人扶持
長崎会所立会吟味役4人	35石3斗	1人前5人扶持
長崎会所請払役23人	120石0斗7升5合	1人前3人扶持
阿蘭陀方通詞目付・大通詞6人	52石9斗5升	1人前5人扶持
阿蘭陀方小通詞4人	21石1斗8升	1人前3人扶持
唐方諸立合・風説定役・直組方 ・通事目付・大通事9人	79石4斗2升5合	1人前5人扶持
唐方小通事5人	26石4斗7升5合	1人前2人扶持
御船頭2人・水主10人	105石9斗	船頭1人前10人扶持 水主1人前4人扶持
御切米 遠見番22人	154石	1人前3斗5升入20俵
御扶持方 遠見番22人 水主 30人	292石9斗9升	遠見番触頭1人前3人扶持 平番1人前2人扶持 水主 1人前4人扶持
御切米 唐人門番 20人	140石	1人前3斗5升入20俵
御扶持方 唐人門番20人	70石6斗	1人前2人扶持
船番町使28人	490石	1人前3斗5升入1400俵
御扶持方 異国通詞2人	10石5斗9升	1人前3人扶持
御切米 向井元仲	10石5斗	3斗5升入30俵
御扶持方 向井元仲	3石5斗3升	2人扶持
御切米 手代4人	28石	1人前3斗5升入20俵
御扶持方 手代4人	14石1斗2升	1人前2人扶持
春徳寺	860目	白銀20枚
御扶持方 幸野吉郎左衛門	8石8斗2升5合	5人扶持
金座	1貫681匁0分2厘4毛	
松田 金兵衛	2貫97匁5分	

(出典) 「長崎瀬崎御米蔵延享元子年元払御勘定目録」

(注) ※1 10月19日夕~12月29日まで70日半の分

※2 1月1日~10月26日朝まで289日半の分

(史料8)

定式御拵米入札直段之儀伺書

高木作右衛門

御拵米代銀上納之上御米相渡候積入札

一 豊後米五百四拾六石 但壱石ニ付

入札銀高三百四拾目壱分江一ノ銀相加候直段

落札銀三百四拾三匁五分壱毛

新大工町 大塚屋 藻十郎

此金三両三分永百六拾七文内

但 金壱両二付銀九拾目替

入札銀高三百四拾目江右同断

式番札銀三百四拾三匁四分

銀屋町 高田 忠八郎

入札銀高三百三拾式匁五分江右同断

三番札銀三百三拾五匁八分式厘五毛

銅座跡 肥前屋 儀兵衛

(中略)

一 豊後代筑後米千五拾四石 但壱石ニ付

入札銀高三百四拾目壱分江一ノ銀相加候直段

落札代銀三百四拾三匁五分壱毛

新大工町 大塚屋 藻十郎

此金三両三分永百六拾七文内

但 金壱両二付銀九拾目替

入札銀高三百四拾目江右同断

式番札銀三百四拾三匁四分

銀屋町 高田 忠八郎

入札銀高三百三拾式匁五分江右同断

三番札銀三百三拾五匁八分式厘五毛

銅座跡 肥前屋 儀兵衛

(中略)

御拵米相渡候上三十日限代銀上納之積入札

一 豊後米五百四拾六石 但壱石ニ付

入札銀高三百五拾目壱分江一ノ銀相加候直段

落札銀三百五拾三匁六分壱毛

新大工町 大塚屋 藻十郎

此金三両三分永百七拾九文内

但 金壱両二付銀九拾目替

入札銀高三百五拾目江右同断

式番札銀三百五拾三匁五分

銀屋町 高田 忠八郎

入札銀高三百四拾三匁五分江右同断

三番札銀三百四拾五匁九分式厘五毛

銅座跡 肥前屋 儀兵衛

(中略)

一 豊後代筑後米千六拾四石 但壱石二付

入札銀高三百五拾目壱分江一ノ銀相加候直段

落札銀三百五拾三匁六分壱毛

新大工町 大塚屋 藻十郎

此金三両三分永百七拾九文内

但 金壱両二付銀九拾目替

入札銀高三百五拾目江右同断

式番札銀三百五拾三匁五分

銀屋町 高田 忠八郎

入札銀高三百四拾三匁五分江右同断

三番札銀三百四拾五匁九分式厘五毛

銅座跡 肥前屋 儀兵衛

(中略)

右は定式御払豊後米五百四拾六石、豊後代筑後米千五拾四石、散米式拾五石程、昨廿七日入札三拾枚有之候内、即銀并三十日限兩様之内何れ江御払可被仰付哉奉伺候

丑十二月廿八日

高木作右衛門

書面定式御払豊後米五百四拾六石程、豊後代筑後米千五拾四石程、但壱石二付一ノ銀共三百四拾三匁五分壱毛替を以、新大工町大塚屋藻十郎江即銀上納之積御払申付、散米式拾五石程、但壱石二付一ノ銀共銀八拾五匁八分五厘替を以、麹屋町米屋清兵衛江即銀御払可申付旨被仰渡奉承知候

寅正月十八日

高木作右衛門

(『長崎代官記録集』²⁰⁾)

この史料によって、次のことが分かる。

- ① 即納による入札と、30日限りの延納による入札があったことが分かる。
- ② 30日限りの延納の場合、即納と比べると、入札銀高が1匁高くなっている。これに「一ノ銀」を加えると、一番札から三番札までそれぞれ1匁1分高くなっている。すな

わちこの差額が、1ヶ月分の金利に相当するということであろう。

③ 代官高木作右衛門が、即納と30日限りの延納のどちらで支払いを命じるかを伺い、即納での支払いを命じることを確認している。したがって、入札ごとに支払い方法を探査したのであろう。

このように、二通りの支払い方法があった訳であるが、30日限りの延納でも支払えない場合も当然あったろう。そのような事態に関して次の史料がある。

(史料9)

差上申証文之事

一 石見御米 千石 但壱石ニ付一ノ銀者七拾八匁七厘三毛

代銀七拾八貫七拾三匁

右之御米此節御払被仰付候ニ付入札仕候処、御米御渡方江仰付候日より三拾日限り代銀上納之積りを以右之直段ニ私落札仕候ニ付、御米御渡方可被仰付候而被仰渡難有奉存候然ル上者御米御渡方被仰付候日より三拾日を限りニ致不納仕候ハヽ、此節別紙根証文差上置候家屋鋪相払無遅滞上納可仕候、為後日御請証文差上申候処仍而如件

寛政五年丑五月

桶屋町

茶屋 吉蔵

高木 菊次郎様

御役所

右茶屋吉蔵申上候趣相違無御座候、御米代上納日限り延納仕候ハヽ、此節為引当テ別紙根証文差出置候家屋鋪相払、私共方江取立急度上納可仕候、若家屋鋪払代銀上納不足仕候節者、其分相足シ少茂無滞上納可仕候、為後日奥印仕申候以上

丑 五月

桶屋町乙名

藤 惣太夫

同町組頭

永見 七郎平

同

松本 仁平次

(「御米代上納済極証文」)²¹⁾

この史料にあるように、30日限りの延納で支払えない場合には、抵当として家屋敷を売却したようである。そのために、入札にあたっては抵当物件の根証文を提出したのであ

ろう。また家屋敷を売却して決済する旨を、同人の居住する町の乙名・組頭が保証している。このように町単位での保証制度の下で、米穀の落札取引が実施され、不測の事態に備えたのである。

このように入札した米穀の代銀は、必ずしもスムーズに決済されるとは限らなかったようである。上記のように米穀商などが落札した長崎廻米の未納の他に、瀬崎蔵に備蓄してあった米を地役人に払い下げた際に、その払下米代銀が未納のままとなっている事態も発生していたようである。

(史料10)

御米代未納方之儀ニ付申上候書付 十六

書面地役人之内御米代未納之分格別之御儀を以願之通銘々受用銀を以当七月無相違皆納仕候様被仰渡奉畏候

戊七月廿三日

書面瀬崎御蔵御払米之内、地役人共御米願請代銀未納之儀以御手頭被仰渡候趣、於会所取調申上候通、追年地役人共困窮仕御米代納方相渡し候得共、外未納共訛違候ニ付納方之儀嚴敷申達候処、一統奉恐入候旨ニ而、銘々受用銀を以当七月迄皆納可仕段申出候間、急度取極置候ニ付、宜敷御聞置被下候様仕度奉存候、依之此段申上候以上

戊六月

福田 安左衛門

久松 喜兵衛

高嶋 四郎太夫

瀬崎御蔵御払米之内、地役人共為飯米料御米願請候代銀是迄滯等多分有之、右者不納可致筋ニ無之処未納相成居候間、納方揃取候様取調可申上旨以御手頭被仰渡奉□知候、右御米代之儀者銘々飯米として御貸渡相成候御米代ニ御座候処、(以下略)

(「御米代未納方之儀ニ付申上候書上」)²²⁾

この史料にあるように瀬崎蔵に備蓄されていた米は、地役人に飯米として払い下げられていたのであるが、地役人の者も困窮しており、代銀未納という事態が発生した。そこで、地役人に支給される受用銀を以て納めるという解決策となったのである。

このように長崎に廻着された米穀や圃米は入札に付されたのである。落札主は代銀支払いを保証する根証文の提出義務があったが、それでも未納という事態は避けがたいものであったようである。地役人たちの未納に関しては、受用銀を以って支払うという手段が取

られたようであるが、後述するように、この受用銀の支給も、貿易状況に応じて、やがて困難な事態へと向かうのである。

2. 貿易都市の社会慣行

2.1. 富商による「合力」「施行」

近世の多くの都市において、富商による「合力」や「施行」が行われていたことは、既によく知られており、北原糸子氏による緻密な研究がある。²³⁾ 筆者も、長崎における富商の「合力」について、既に別稿において述べた。²⁴⁾ ここでは、市中における長崎での米穀需要に応じるために、富商が果たした役割を中心に紹介したい。

ところで、長崎への米穀供給を安定的に維持するための一つの手段として、平常より近隣諸藩に長崎会所が貸付けを行い、緊急時における米穀廻送への保障を取り付けている。次の史料は、そのような体制を説明したものである。

(史料11)

近国の領主銀子入用の節、当地会所の銀子借用申度由、此銀子相調候ニ於而ハ、米何程、当地入用の節何時ニ而も相廻し可申候、尤右の銀子を右の米ニ而返納候儀ニ而ハ無之、銀子は来ル何月利銀相添急度返弁可仕由ニ而、町年寄共へ其向々より手筋々々を以申來候、其節町年寄共より領主の家老へ申通し、家老共連判の証文取之、其上ニ而銀子才覚致し、借遣シ候事ニ候、此義会所より銀子差出候ニ而ハ無之候ヘハ、如何敷事の様子相聞へ候得共、当所の為尤可然事候、其子細ハ、借請候方よりは、長崎会所の銀子と相心得候故返弁の義聊遅滞無之候、当地ニ而は、会所の銀子ニ而ハ無之、大商人の銀子を会所江借請候而貸出候、左候ヘハ万一滯候而是会所の差支ニ不罷成、銀主ハ慥成所江借候故、利銀取候義も無滯勝手ニも宜敷候、第一は右の通之証文ニ候故、当所米運差支候節、其方江申遣へは早速差越、当所ニ而相払候間、所の為ニ罷成候義勿論ニ候、借方も当所ニ而払候も、他所ニ而払候も尤同意ニ候ヘハ、難義之事ニは無之候、都而此等の子細ニ候間、向後此義ハ只今迄之通ニ而可然事ニ候、近国より右の通申來相廻候米ハ、多くハ城米と相聞候、然は旁以可然儀ニ候事

(『崎陽群談』)²⁵⁾

この史料から、長崎会所が近隣諸藩に貸し付けた資金の源泉は、長崎の富商たちの資金であったことが分かる。しかし借主たちは、長崎会所の資金であると思うために、返済は

遅滞なくスムーズであった。それ故、長崎の富商→長崎会所→近隣諸藩という流れで融資が進行することで、長崎への米穀供給の保障を取り付けるメカニズムが成立したのである。

このように米穀の確保を前提とした長崎会所から近隣諸地域への貸し付けという行為は、その後も継続していたようである。既に別稿²⁶⁾でも触れたが、近世後期に長崎勘定方を勤めた大田南畠が書き留めた記録から表2の通り、そのことが確認できる。

表2 小城への貸銀・積銀

貸 銀			積 銀			
藩 名	貸銀高	備 考		藩 名	積銀高	備 考
1 杵 築	50貫目		1 柳 河	200貫目		
2 島 原	120貫目		2 島 原	180貫目		
3 柳 河	100貫目		3 三 池	50貫目		
4 日 出	100貫目		4 中 津	50貫目		
5 白 杵	100貫目		5 杵 築	50貫目		
6 大 村	80貫目		小 計	530貫目		
7 三 池	100貫目		*	その他	100貫目	貸渡予定額
8 中 津	50貫目			合 計	630貫目	
小 計	700貫目					
*	その他	50貫目 貸渡予定額				
合 計	750貫目					

(出典)「長崎表御用会計私記」(濱田義一郎編『大田南畠全集』第17巻、岩波書店、1988年)
P.321~322参照。

このような富商の役割を記した史料として、長崎歴史文化博物館が所蔵する「書付」がある。²⁷⁾これは長崎の富商の一軒である高見家文書の中の一つであり、森安茂四郎を中心とする富商が、長崎でどのような役割を担ったのかが記されている。またこの史料に登場する森安茂四郎・森安丈右衛門ら四名の者は、長崎歴史文化博物館が所蔵する「天明七年迄孝行並奇特之者江御褒美等被下置候名前書」²⁸⁾に、その名が記されている森安茂四郎・森安丈右衛門・飛鳥八右衛門・道幸三次郎であると考えられる。同史料には、彼ら四名の名が記され、「市中米払底之節、交易不拘利潤ニ自分銀差出米買入、米屋共江相渡候ニ付、壳米無差支奇特之事ニ候」とか「市中壳米高直ニ付、買入米為取当会所江銀子差出候段、奇特之旨達御聽」と記されている。

彼らの果たした役割を記したものとして、次のような記述がある。

(史料12)

一 曲渕和泉守御初在勤之節、御救銀取扱方掛出精相勤、近來者別而元銀高も相増手数
も相掛候処、誠実ニ取扱殊ニ天明寛政之頃市中壳米_ヲ払底之節買入米方度々相勤、并会
所銀繩不宜諸役人受用銀皆渡差支候節無利足ニ而出銀致、市中洪水之節も同様出銀致
無利足ニ而永年賦ニ貸渡、彼是年来勤功も有之候ニ付、格別之訳を以、其節當時茂四
郎請払役頭取江三人扶持被下置、残請払役三人江式人扶持宛御扶持方被下置難有仕合
ニ奉存候

(「書付」)²⁹⁾

この史料から、富商が果たした役割として、①市中壳米_ヲ払底の際には米穀の買い入れ、
②会所の資金が逼迫している際には諸役人受用銀の無利息貸付、③その他市中での災害
の際の無利息貸出などがあったことが分かる。

次の史料は、同史料に記されている米穀_ヲ払底の際の「合力」の事例である。

(史料13)

天明三卯年

一 久世丹後守様御三在勤之節、市中米穀_ヲ払底ニ而困窮之者多御座候故、御上ニ茂御辛痛
ニ可被為思召上旨内々承知仕候ニ付、私共四人より御願申上金五百両程無利足ニ而調
達仕、市中米屋共江為御買被為仰付、有米高十分ニ相備候迄、順繩ニ御買入米被為
仰付候様奉願、尤右員數ニ不拘、私共手元銀繩次第御入用ニ隨ひ御調達仕御買入米無
滞出来仕候訳を以、年始八朔之御礼相勤候様蒙仰、難有仕合ニ奉存候

(中略)

天明四辰年

一 戸田出雲守様御初在勤之節、又ニ市中壳米_ヲ払底ニ相成候故、御買入米方被為仰付、
無滞相勤申候 (中略)

天明七未年

一 水野若狭守様御在勤之節、市中壳米_ヲ払底ニ付又ニ御買入米方被為仰付、無利足ニ而
末吉攝津守様

金武千五百両程相納有米高十分ニ相備候迄順繩ニ掛り之者共江、御買入米被為仰付
無滞相勤申候、右之訳を以於立山御役所四人共五節句御礼式蒙仰候

一 平賀式部少輔様御初在勤之節、御買入米方被為仰付、無利足ニ而銀相納、森安茂四
郎森安丈右衛門頭取出精相勤候ニ付、於西御役所、茂四郎江御時服御銀三枚、丈右
衛門江御上下、跡兩人江御銀三枚充被下置候

- 一 寛政五丑年八月御買入米方延越勤四人共蒙 仰候
 - 一 同年九月御圓米方下掛り蒙 仰候
- 寛政六寅年
- 一 高尾伊賀守様御初在勤之節、市中壳米払底_ニ付、御買入米方被為 仰付、有米十分相備候上、無利足_ニ而銀相納無滯相勤申候、其節御目録被下置候
- 寛政六寅年九月
- 一 高尾伊賀守様 御在勤之節、連年御買入米方骨折候_ニ付、茂四郎儀其身一代式日御平賀式部少輔様
 - 礼式蒙 仰、相残もの銀五枚宛為御褒美被下置、猶又来卯秋迄御買入米為替方延越勤蒙 仰候 (中略)
- 寛政八辰年
- 一 平賀式部少輔様 御在勤之節、市中廻米為替方延越勤被為 仰付出精相勤候_ニ付、銀中川飛驒守様
 - 三枚充被下置、尚又御圓米方出精相勤候_ニ付、銀弐枚宛被下置候

(「書付」)³⁰⁾

この史料より、米穀の供給不足に対して、長崎の富商たちが出資し、買入米方・廻米為替方・圓米方などの役務を与えられたことが判明する。このように彼ら長崎の富商が、長崎市中における米穀の安定供給に貢献していたことが確認できる。同時に、そのような者たちを地役人として掌握し、長崎の都市行政のシステムの中に取り込むことで、都市の運営が成立していたことも確認できる。

次に長崎会所の資金繩りが悪化した時に、彼らが果たした役割を記した部分を紹介する。
(史料14)

天明四辰年 (中略)

- 一 戸田出雲守様御在勤之節、辰冬会所銀繰手支之趣承知仕候_ニ付、銀弐百貫目無利足_ニ而会所銀繰立直候迄相納置諸役人受用銀無滯全皆渡相成申候 (中略)

寛政八辰年 (中略)

- 一 中川飛驒守様御在勤之節、諸役人之内、高利之借財等相嵩及困窮相業_ニも相触候も
の数多有之候趣被為及 御聞、右等之者御救之儀御内沙汰之御旨趣奉承知広大之御仁
惠難有御儀奉存、右御救之御主法存寄奉申上候処、其後松平伊豆守様より御聞済之趣
御内沙汰蒙 仰、同年十月十八日

平賀式部少輔様御着之上ニ而御救銀会所と唱江、茂四郎儀は御救銀会所取扱方掛頭取
残三人之ものは御救銀会所取扱方掛蒙 仰、生々世々難有奉存候
寛政九年

- 一 平賀式部少輔様 御在勤之節、右御救銀取扱方相勤、殊ニ自分銀三百貫目御救銀元立
ニ上納致、受用銀逆茂無之処、出精致候ニ付、為御褒美茂四郎江銀七枚、残三人之も
の江銀五枚宛被下置難有仕合奉存候
寛政十二年
- 一 肥田豊後守様御在勤之節、數年度々臨時之勤功も有之、其上去ル辰年救銀掛頭取蒙
仰格別之出精相勤候ニ付、右取調諸払役頭取ニ被為仰付、勤之内受用銀之格銀三貫目
宛御救銀右銀之内より年々被下置、相残三人のもの茂四郎同様數年度之臨時之勤功茂
有之、其上去ル辰年救銀掛頭取蒙仰、右取調所へ罷出格別之出精相勤候ニ付、右取調所請
払役蒙仰勤候内、受用銀之格銀弐貫目宛年々御救有銀之内を以被下置候

(中略)

- 一 松平図書頭様御在勤之節、從 江府表御宿継御到来之趣ニ而
曲渕甲斐守様御伺之上、御聞済ニ相成候趣ニ而、救銀貸附方出精相勤候ニ付、格別之
訳を以是迄救銀より被下置候受用銀弐貫五百目者、已來長崎会所銀より被下置候趣結
構蒙仰生々世々難有仕合奉存候

文化六年

- 一 曲渕甲斐守様御在勤之節、市中諸役人之内江者至而及困窮、誠ニ祖業ニ茂相触候程
之困窮も未多御座候間、御救銀取調所江年々追々拝借之願書數多差出有之候内、別而
困窮之向々御座候得共、拝借人多御座候故行届不申、依之私共四人より又々銀百七拾
五貫目加銀被為仰付下置候ハ、祖業ニ茂相触候程之向々江御仁惠を以、拝借被為仰
付候ハ、御恩澤之一助ニも相成可申候一統難有仕合奉存候
- 一 市中郷中寺社之向々追々及破壊ニ候向御銀拝借之儀奉願候処拝借之儀者、當時之振
合ニ而容易ニ難被為成御聞済趣ニ而、享和二戌年御救銀之内より一ヶ年六拾貫目宛引
分ケ置年々寺社修覆為手当拝借被為仰付候趣被仰渡、其後追々願立候向々江拝借被為
仰付候ニ付而者、追々寺社再興修覆等出来仕候儀ニ而難有仕合奉存候

(「書付」)³¹⁾

ここに記されているように、長崎会所の資金繰りが悪化し、諸役人への支給にも支障を

来たす事態に陥った。諸役人の中には高利の借財に苦しむ者や、祖業が立ち行かなくなる者も出ていた様子である。そのため四人の富商が、資金提供を申し出た。このことを契機として、御救銀会所と称する機関を設立することとなった。この機関では、御救取調方へ拝借銀の願書を提出し、貸附方より支給するというシステムになっていたようである。この御救銀掛も地役人化し、彼らは「取調所諸払役」や「救銀貸附方」として受用銀の支給対象となったようである。その受用銀は、2貫目や2貫500目という金額であり、彼らにとっては僅かな金額である。それによって生計を立てていたというような趣旨のものではない。文化6年（1809）に拝借金の申請が多数出された際には、彼ら4人は175貫目を提供しており、受用銀との収支バランスを考えれば、名誉職であったことが分かる。

また拝領銀を受けた者は、長崎の諸役人に限ったものではなかったことも分かる。最後の条書に記されているように、市中郷中の寺社が拝借銀を請願し、それによって修覆が行われているのである。このように、長崎の諸方面がこの資金に依存していたのである。

富商の出資によって成立した御救銀会所は、このような諸役人への受用銀の不足や、寺社の修復費用の不足を補填するために資金を提供したのである。このような措置が必要となった背景には、長崎会所の資金繰りの悪化という事態があった。貿易が順調であり、利銀の配分や、寄進が多くれば、このような事態に陥ることは無かった筈である。貿易利銀の配分をベースに成立していた長崎の都市運営は、既存の貿易体制が衰退もしくは変質すると、その基盤の脆弱さを露呈することになるのである。それでも富商たちの「合力」などによって、町共同体として都市運営を維持していったのである。

ところで長崎では、このような緊急時に対する金銭の備蓄も行っていた。長崎歴史文化博物館には、「非常御囲錢発端書付」と題する史料が残されており、そこには次のように記されている。

（史料15）

非常之節為御救御囲米も有之事ニ候得共、錢も囲置可然事ニ候、末々之者共救急之手当錢ならずして不便なるへく候、其節ニ臨み、俄ニ錢買上候ハ、相場引上、又可及迷惑事ニ候間、平日相場見計ひ、少々宛連々ニ錢買入、鐵錢を省き囲置可申事
一 右錢買上代銀出方之儀は、今般中村嘉右衛門差出候銀弐百貫目を以追々取計可申事

（「非常御囲錢発端書付」）³²⁾

ここにあるように、囲米と同じ様に、錢も非常に供えて備蓄する政策が実施されていた。その際に、緊急に錢を買い上げることで、相場を引き上げる危険性を配慮して実施され

ていたことが分かる。これは囲米も同様であり、平常時からの備蓄が、数量的な問題だけでなく、市場への影響からも必要であると判断されていることが理解できる。またこの囲錢のための資金は、中村嘉右衛門なる人物が提供したものであり、先に見た御救銀会所などと同様、長崎の富商による「合力」の事例と考えられる。

最後に、市中における災害などの際に果たした役割を紹介したい。

(史料16)

寛政七卯年

- 平賀式部少輔様 御在勤之節御願申上、市中洪水崩家流失之者共江、無利足而銀子
中川飛騨守様 永年賦貸渡候儀、奇特ニ被為 思召上候訳を以、茂四郎江は永代五節句之御礼式蒙仰、式日之儀は是迄之通り相勤、相残は丈右衛門を始メ残もの其身一代式日之御礼式同蒙 仰候 (中略)
- 文化六巳年 (中略)
- 朝比奈河内守様御在勤之節、市中石橋十ヶ所流失後架渡掛蒙仰候、右者長崎会所銀繰悪御座候ニ付、御見合ニ相成候故茂四郎丈右衛門より自分銀差出シ、十ヶ橋共ニ追々架渡申度趣御願申上候処、無謂為差出候訳も無之趣ニ而、御救銀之内より架渡方被為仰付、其後右掛り四人ニ而相勤、去ル子年迄ニ十ヶ橋皆出来仕候

(「書付」)³³⁾

ここに記されているように、富商は自己資金を提供し、市中での洪水被害者への無利息貸し付けを行ったり、架橋事業への寄付を申し出たりしている。後者は私人に提供してもらう謂れがないということで、個人の出資は拒否され、御救銀から出資していく方針が決定している。しかし、富商が都市住民のために自己資金を提供しようとしている姿勢は確認できる。非常時におけるこのような行為は、富商に求められる社会的な行為という認識が、近世期には成立していたと考えられるのである。

以上のように、米穀払底による市中での米価高騰に対して、富商が買い入れに資金提供を行うことで、長崎での米穀の供給は維持される社会的な慣行が成立していたことが分かった。このような富商の行為の背景には、非常時に彼ら富商が果たすべき役割として、社会的な認識が成立していたことが考えられるのである。

2.2. 貧家救済

凶作によって米穀が払底した場合に、飢餓などの問題に直面するのは都市下層民である。そのような貧家の者を救済するための廻米や、市中で施行を実施する慣行が、近世期の長崎にも存在していた。『長崎実記年代録』には、天和1年の記事として次の記述がある。

(史料17)

天和元辛酉年 (中略)

- 一 近年打続キ米穀高直ニ相成リ、殊ニ今年唐船入津数少ク諸配分銀闕減ニ付餓死者モ有之、御赦米五百被下ル
- 一 福濟寺慈岳和尚正月十七日ヨリ於寺中施粥アリ、日ヲ経テ凡三千人程ニ及ヘリ、此節御奉行所より彼ノ寺ニ米五百俵分銀を被相渡、相続テ施粥有之
- 一 崇福寺千獸和尚九月十五日ヨリ於寺中施粥アリ (中略)

天和二壬戌年 (中略)

- 一 去秋ヨリ年ヲ越レ共飢饉甚シク崇福寺相続施粥有之、経リ五尺五寸の大釜壺ツ出来ス、則彼寺遺物ナリ

(『長崎実記年代録』³⁴⁾)

この史料に見られるように、天和1年には米穀が高騰したことに加え、貿易からの利潤が低下したことが、長崎の住民に経済的な打撃を与えた。住民参加の貿易体制が構築され、貿易利銀が住民に配分される長崎では、貿易の不振は死活問題であった。そのため餓死者が発生し、福濟寺や崇福寺では施粥を行い、貧者救済を行っていたのである。ここでは、施粥を受けた人数を3,000人程としている。この数値はともかく、多人数の貧者への施粥のために、長崎奉行所が福濟寺に米500俵分の銀を支給していたようである。³⁵⁾ このように凶作によって米穀が払底し飢饉が発生するような事態への対応として、享保飢饉の際の長崎奉行であった大森山城守時長の施策がよく知られている。大森山城守は、餓死者を出さぬように、貿易資金を流用して救済にあたったために、彼が離任する際には大勢の住民が見送りに立ったというエピソードがある人物である。そのような活躍にもかかわらず、大森山城守は、幕府から御役御免の処分を受けることとなった。鈴木康子氏の研究によると、幕府もある程度の貿易資金の流用はやむを得ない処置であったことは認めているものの、大森の政策には行き過ぎがあったとして処罰したと判断される。³⁶⁾

貿易利銀を充当することや貿易資金を流用することによって、貧家の救済を行うということは、貿易都市ならではの救貧事業である。この貿易利銀を米代金に宛て、貧家を救済

するといことは、既に元禄時代から制度として確立しているのである。

(史料18)

諸浮銀之事

一 地下落銀のケ条の内に有之候品々の残り銀、浮銀に成候事、(中略)

向後求めすして出来り候浮銀の分ハ、貧家救米代金の内へ差加之、会所に無益の金銀
さのミ多からず候様ニ申付候儀専要たるへく候、貧家救米の代金江入候而可然子細は、
竈割銀分ケ与へ候といへ共、一竈ニ付而ハ少々の銀子ニ而候間、年中の助成には難成
候、左候へは極老の者・女所帶の者、此類の助ケには難成候、依之米穀相調置、此類
の者共相救候儀専要之儀たるへく候事

(『崎陽群談』)³⁷⁾

ここでは、地下落銀の残りを「浮銀」としていたが、同じく『崎陽群談』には、①糸割
符増銀、②出島間金、③牛皮出銀、④唐人屋敷家賃銀、⑤銅口銭、⑥唐人遣ひ捨銀の
6項目が、地下落銀として挙げられている。このうち、③牛皮出銀については、次のよう
な解説が載せられている。

(史料19)

貧家救米之事

一 牛皮出銀、累年半分ハ地下配分ニ出、半分ハ会所浮銀ニ成候而有之候処、元禄年中
米高直の節、右浮銀を以唐船ニ積来候唐米を買取候様ニと稻葉丹後守殿被仰渡候、依
之唐米相調候処、唐人共下直ニ売不申候、高直ニ相調候而是其詮無之候故右の趣相止
候、其以後年々の牛皮出銀残り候て、会所浮銀ニ成有之候、然る処、正徳元年佐久間
安芸守・久松備後守在勤の節、右浮銀を歩廻し為仕、其歩銀を以米買入差置、其米ニ
而困窮飢餓人江救米為取候様ニ申付候、其以後年々右之通ニ候、此義ハ地下救の為メ
第一可然事ニ候、向後ハ牛皮出銀ニ限らず浮銀さへ有之候ハゞ、何浮銀ニ而も右歩廻
シの内江差加へ、此米代銀相増候様ニ仕尤可然事ニ候、夫故其趣兼而町年寄へも申付
置候事、右米の支配は高木勘兵衛相勉申候故、例月貧家困窮人相改、以書付相伺候事

(『崎陽群談』)³⁸⁾

この史料から次のことが判明する。

- ① 牛皮貿易によって出た利益銀の半分は、長崎会所の浮銀として留保されていた。
- ② 元禄年間に、米価騰貴の際に、その会所浮銀を利用し、唐船から米を購入しようとし
たが、唐人が廉価で販売することを拒否した。

③ そのため、年々の牛皮出銀は、留保され累積されていたが、正徳元年からはその浮銀を歩廻しした。すなわち留保資金を他者に貸し付け、その利子銀によって救済のための米を購入する資金とした。

④ 他の浮銀もこのような資金に加え、貧家救済の備えとした。

⑤ 毎月、貧家・困窮者の調査が命じられた。

以上のように貧家の者の救済を実行するための貿易利銀配分のシステムが出来上がっていったのである。

このように毎年の貿易利銀を源泉とする制度であり、貧家の者に対する救米には、飢饉発生時の臨時的なもののに他に、恒常に貧者の生活を保護する社会的生活保障システムが存在していたことが判明する。

また牛皮出銀の用途として、次の記述がある。

(史料20)

一 牛皮出銀 是ハ多くハ穢多江買取候而出銀故、
前々より御運上ニハ不相納候事

右割方ハ、牛皮目利手伝の者給銀此銀子より差出し、其残り候銀高半分ハ長崎中ヶ所別ニ割渡し、半分ハ貧家救米代金として町年寄高木勘兵衛江相渡し候事、

附、貧家救米之義ハ、其ケ条ニ悉く有之候事

(『崎陽群談』)³⁹⁾

すなわち、牛皮の輸入によって派生する利潤である牛皮出銀から、牛皮目利手伝いの者への給銀を支払い、その残金の半分を都市住民への箇所銀・竈銀として配分し、残り半分を貧家救済のための救米を購入する資金としたのである。そのためこの資金は、牛皮貿易量と密接に結びついていた。この点について、阿南重幸氏の研究によると、享保期以降輸入が減少し、そのことが国内の牛皮の供給を活性化させ、大坂渡辺村皮商人が西日本一帯で活躍する状況を促進したことが判明する。⁴⁰⁾ 勿論、史料にもあるように、牛皮出銀以外からの浮銀も貧家救済のための米代金に宛てられるのではあるが、享保期以降の牛皮輸入量の減少は、浮銀を減少させたであろうことは想像に難くない。阿南氏も取り上げておられるが、永積洋子氏が編纂された『唐船輸出入品数量一覧』から、牛皮の輸入量を抽出すると、表3のようになる。⁴¹⁾ ここからも18世紀中葉から輸入量が減少していることが確認できる。なお天保期以降について、かつて別稿で触れたように、永見家文書の中にある『皮類寄』によって、幕末期にも輸入が継続していたことが判明する。⁴²⁾ 天保期～慶応期

表3 牛皮の輸入量

単位：枚

年次	数量	年次	数量	年次	数量
寛永18（1641）	130	寛文1（1661）	37	宝暦6（1756）	*100包
正保3（1646）	2,456	寛文3（1663）	6,059	宝暦9（1759）	300
慶安1（1648）	10,982	天和2（1682）	*23,787	宝暦11（1761）	50
慶安2（1649）	17	元文4（1739）	20	宝暦13（1763）	216
慶安3（1650）	4,402	元文5（1740）	*230	明和3（1766）	1
慶安4（1651）	*7,278	寛保1（1741）	120	明和4（1767）	371
承応2（1653）	24,145	寛保2（1742）	488	明和7（1770）	50
承応3（1654）	9,174	延享1（1744）	246	明和8（1771）	14
明暦1（1655）	1,407	延享2（1745）	409	天明4（1784）	5
明暦2（1656）	9,486	延享4（1747）	2,400	寛政6（1794）	2
明暦3（1657）	5,540	寛延1（1748）	20	文化11（1814）	*15,174
万治1（1658）	9,073	宝暦1（1751）	150	文化13（1816）	*742
万治2（1659）	330	宝暦3（1753）	886		
万治3（1660）	11,631	宝暦4（1754）	566		

(出典) 永積洋子氏編『唐船輸出入品数量一覧』(創文社、1987年)

(注) ここでは、明確に牛皮あるものを記した。そのため水牛皮などは除外した。また慶安4年の「牛・大鹿の皮300」、天和2年の「牛・水牛皮900」および「牛・水牛皮4054」、元文5年「牛・鹿・象皮若干」「鹿・鮫・牛皮若干」という記述があるが除外した。文化11年・文化13年「赤牛皮」「黒牛皮」の数量は合算した。

にかけての輸入品の落札情報を記載した同史料によると、落札量の合計は、紅香牛皮5,825枚、青香牛皮7,047枚、黒香牛皮49,443枚であった。幕末期にはむしろ回復傾向にあったようである。

先に触れた鈴木康子氏が指摘した大森山城守の処罰問題も、貿易量の減少と結びつけて考えることが可能なのではないだろうか。従来の貿易仕法から見た場合、定高の減少は即ち長崎貿易の減少を意味する。このような意味における長崎貿易の衰退が、貿易都市長崎に対して持った意味の一つとして、救貧事業などのための財源が減少する事態を引き起こしたことが考えられる。既に八百啓介氏がオランダ貿易の実態を踏まえて指摘されているように、定高以外の様々な取引を考慮に入れて考えると、近世後期に多様化した長崎貿易は、単純に衰退に向かったとは言えない。⁴³⁾ ただし、従来からの貿易仕法に立脚した都市運営・社会事業は、当然破綻ないしは悪化に向かったと考えられる。この点は、為政者の政策意図の問題も含めて考察することで、より研究が深化するものと考えられる。⁴⁴⁾ また牛皮輸入量の減少が、国内の皮流通支配に変化を与えた問題などは、別稿で述べた生糸・

砂糖・人参などの輸入量を減少させ、貴金属の流出抑制を図る政策が、国内生産を刺激し国内流通に変化を与えた問題と共に通する要素を含む。⁴⁵⁾ このような国内流通の変化も含めて、近世中期以降における長崎貿易の多様化は、今後検討されるべきであろう。

ところで、この救済のための米穀の配分には数量規定が存在していたようである。「御触書抄」によると、次のように記されている。

(史料21)

貧家救米之儀は、前々より之仕来を以相渡候得共、此儀は去ル酉年も申渡候通、老衰又は難病かたわ杯ニ而渡世成兼候もの哉、或は飢饉等は格別平年他国ニ無之儀ニ而、其上当地之儀は重々之手当も申付候上は、貧家之人数も多分は有之間敷事ニ而、既近郷茂木日見古賀村等、右躰之手当は無之候得共、夫々相応之渡世いたし候処、一己之働不相成、父母妻子を育兼候類、全救米等之手当ニもたれ渡世も怠り弛も有之儀と相見候、畢竟村方は庄屋村役人、市中之乙名町役人とも之しめし不行届、救米之儀も定式手当之様ニ心得違候ものも有之儀と相聞候、右は差止候ても不苦事ニ候得共是迄之仕来故、今更相止候ては難儀ニも可有之、仕来ニまかせ置候得共、一躰是迄大人小兒男女之無差別不束之趣ニも有之間、以来は市中郷中とも、男壱人ニ付七升宛、女壱人ニ付五升宛、小兒は十五歳以下八歳迄を限壱人三升宛、米壱石ニ付五拾三匁替之積、定石代を以銀ニ而可為取之候間、此上心底を改、渡世不怠様理害為申聞、貧窮之もの不相増様心付、救を請候もの追年相減候様、渡世方常々無怠様可申教候

右之通市中申渡候間、郷中救米為取候もの共江同様相心得候様、村役人共江可被申渡候

明和九辰二月 新見加賀守殿御達

(「御触書抄」)⁴⁶⁾

この史料から、成人男子7升、成人女子5升、8~15歳の未成年者3升という、救米の配給量の規定が存在したことが判明する。また救米に対する長崎奉行所の見解も興味深い。まず長崎は諸々の手当が支給されており貧家は少ないと判断に立っていたことが分かる。また貧家の者に対して、救米に依存する怠け者という認識が垣間見える。その一方で、救米支給を停止することも可能ではあるが、従来から支給を受けている者の既得権を剥奪することによって発生する困難を想定し、上記の配給量の規定を設けて救米の支給を継続することを決定している。

以上のごとく、貧家救済のために、貿易制度とリンクした公的な米穀供給システムが構

築されていた。その一方で寺社による施行など、私的な救済があり、両者が相互に補完して近世期長崎の都市機能を維持していたのである。

むすび

近世期の長崎での米穀供給を巡るシステムには、長崎貿易制度とリンクした公的な米穀供給システムと、富商や寺社による「合力」「施行」などの私的な救済が、相互に補完しながら存在した。

前者の公的なシステムには、貿易利銀を運用したものとして、①長崎奉行の元代買の利益銀で粉米を買い団米を実施したケースや、牛皮輸入による利銀を貧家救済の資金としたものがあった。近世期の貿易都市ならではの社会的生活保障システムであったと評価できる。また公的なシステムには、富商による出資を公的に位置づけたものもあった。富商による「合力」「施行」は、近世期の多くの都市で見られる現象であろう。長崎は貿易維持のために、近世初期から住民を地役人化し、かつ貿易利銀の配分を実施している土地柄であったために、富商による「合力」も地役人化して都市機構の中に組み入れることが、比較的容易であったと考えられる。

ところで、貿易利銀を活用した社会的生活保障システムは、その変遷を見ると、近世後期において「従来型の貿易」が衰退する傾向に併せて、利銀確保が困難となり、そのため買入米のための元立金が減少していく傾向が読み取れる。従来の定高制度に対応した貿易利銀の運用による社会的生活保障システムは、近世後期に危機的な状況に陥ったと見るべきなのである。近世後期の長崎貿易において定高以外の多様な取引が展開したことは、八百啓介氏の緻密な研究によって動かしがたい事実として確認される。しかし従来型の貿易による利益が既得権化した都市住民や長崎奉行の立場から見れば、「定高による貿易量の減少」＝「貿易の衰退」と書いた可能性も否定できない。今後このような社会的動向と併せて、長崎貿易を再検討する必要があるだろう。

注

- 1) 中村質「近世長崎貿易史の研究」(吉川弘文館、1988年)、太田勝也「鎖国時代長崎貿易史の研究」(思文閣出版、1992年)、木崎弘美「長崎貿易と寛永鎖国」(東京堂出版、2003年)など参照。

- 2) 中村質「東アジアと鎖国日本」(加藤榮一・北島万次・深谷克己編著『幕藩制国家と異域・異国』校倉書房、1989年) 参照。
- 3) 鈴木康子「寛延・宝曆期の長崎貿易改革」(『日本歴史』532号)、同「18世紀中期の長崎と勘定所」(『中央史学』16号) 参照。
- 4) 中村質「長崎貿易利銀配分体制の形成」(『九州史学』29号)、同「近世長崎における貿易利銀の戸別配当」(『九州文化史研究所紀要』17号) など参照。
- 5) 中村質 注4) 前掲書をはじめこの分野の研究は少なくない。とりわけ近年最も精力的に取り組んでいる若松正志氏の以下の研究を参照した。若松正志「長崎唐人貿易に関する貿易利銀の基礎的考察」(『東北大学附属図書館研究年報』23号)、同「近世前期における長崎町人と貿易」(渡辺信夫編『近世日本の都市と交通』河出書房新社、1992年)、同「貿易都市長崎における酒造統制令の展開」(『京都産業大学論集』25巻4号)、同「近世中期における貿易都市長崎の特質」(『日本史研究』415号)、同「貿易都市長崎における塵芥処理と浚渫」(丸山雍成編『日本近世の地域社会論』文献出版、1998年)。
- 6) 中野等「幕府年貢米の長崎廻送をめぐる諸問題」(丸山雍成編『幕藩制下の政治と社会』文献出版、1983年) 参照。
- 7) 鈴木直二「徳川時代の米穀配給組織」(国書刊行会、1977年) 参照。
- 8) 加藤榮一「幕藩制国家の形成と外国貿易」(校倉書房、1993年)、八百啓介「近世オランダ貿易と鎖国」(吉川弘文館、1998年) 参照。
- 9) 中野等注6) 前掲書参照。
- 10) 『崎陽群談』(中田易直・中村質校訂、近藤出版社、1974年) 131~133頁より引用。
- 11) 中野等注6) 前掲書参照。
- 12) 『長崎実記年代録』(九州文化史研究所史料集3、九州文化史研究所史料集刊行会、1999年) 77頁より引用。
- 13) 長崎の米蔵は、享保4年瀬崎御用米蔵跡に修造された北瀬崎御米蔵、翌享保5年に天草代官所管を長崎に移管した南瀬崎御米蔵があった。いずれも享保9年に命名され、「両瀬崎御米蔵」と表記されることが多い。その後、明和2年に新地御米蔵が築造され、嘉永5年には御船蔵跡に御用米糀蔵が設置された。
- 14) 『崎陽群談』(中田易直・中村質校訂、近藤出版社、1974年) 130頁より引用。
- 15) 「乙名勤方書」(森永種夫校訂『長崎乙名勤方附御触書抄』長崎文献社、1978年) 21~22頁より引用。
- 16) 「乙名勤方書」(森永種夫校訂『長崎乙名勤方附御触書抄』長崎文献社、1978年) 23~24頁より引用。

- 17) 「御囮米掛り勤方書」(長崎歴史文化博物館所蔵・請求番号ト17-220)
- 18) 「文化二丑年改乙名頭取惣町乙名勤方并諸加役大意書」(森永種夫校訂『長崎乙名勤方附御触書抄』長崎文献社、1978年) 122~124頁参照。
- 19) 「長崎瀬崎御米蔵延享元子年元払御勘定目録」(長崎歴史文化博物館所蔵・請求番号14-100-2)
- 20) 『長崎代官記録集』下巻(森永種夫編、犯科帳刊行会、1968年) 335~337頁。
- 21) 「御米代上納済極証文」(長崎歴史文化博物館所蔵・請求番号ト14-403)。この史料は、一紙文書3通を1つの封筒でまとめ上記の表題が付されている。しかし内2通は、明らかに元は一紙の文書であり、それが切れたものであると考えられる。本稿では、一つの史料として扱った。なお、差出人桶屋町茶屋吉蔵まで1通目は切れており、2通目は宛所の高木菊次郎から奥書までとなっている。
- 22) 「御米代未納方之儀ニ付申上候書付」(長崎歴史文化博物館所蔵・請求番号14-158-2)
- 23) 北原糸子『都市と貧困の社会史』(吉川弘文館、1995年) 参照。
- 24) 拙稿「幕末期長崎市場における銀主の位置」(森安彦編『地域社会の展開と幕藩制支配』名著出版、2002年)
- 25) 『崎陽群談』(中田易直・中村質校訂、近藤出版社、1974年) 129~130頁より引用。
- 26) 拙稿「長崎御勘定方の経済業務と長崎聞役」(片桐一男編『日蘭交流史 その人・物・情報』思文閣出版、2005年)
- 27) 「書付」(長崎歴史文化博物館所蔵・請求番号14-529-2)
- 28) 「天明七年迄孝行並奇特之者江御褒美等被下置候名前書」(長崎歴史文化博物館所蔵・請求番号11-1-1)
- 29)~31) 「書付」(長崎歴史文化博物館所蔵・請求番号14-529-2)
- 32) 「非常御囮錢發端書付」(長崎歴史文化博物館所蔵・請求番号ヘ14-373)
- 33) 「書付」(長崎歴史文化博物館所蔵・請求番号14-529-2)
- 34) 『長崎実記年代録』(九州文化史研究所史料集3、九州文化史研究所史料集刊行会、1999年) 105~106頁より引用。
- 35) この他にも、「長崎瀬崎御米蔵延享元子年元払御勘定目録」(長崎歴史文化博物館所蔵・請求番号14-100-2) によると、春徳寺に対して「為合力壱ヶ年ニ白銀弐拾枚宛」銀860目を渡している。
- 36) 鈴木康子「享保の大飢饉と長崎」(『崎陽』2号) 参照。
- 37) 『崎陽群談』(中田易直・中村質校訂、近藤出版社、1974年) 113頁より引用。
- 38) 『崎陽群談』(中田易直・中村質校訂、近藤出版社、1974年) 130~131頁より引用。

- 39) 『崎陽群談』(中田易直・中村質校訂、近藤出版社、1974年) 115~116頁より引用。
- 40) 阿南重幸「貿易都市ながさきと『かわた』集団」(『もやい（ながさき部落解放研究）』(長崎県部落史研究所) 46・47・48号)、同「江戸時代の牛皮輸入」(『部落解放史・ふくおか』99・101号)、同「江戸期—皮革流通と大坂商人—長崎・府内・小倉・筑前・大坂」(『部落解放史・ふくおか』110号)、同「江戸期—皮革流通と大坂商人—長崎・肥後に係わって」(『部落解放研究くまもと』45号) 参照。
- 41) 永積洋子『唐船輸出入品数量一覧一六三七~一八三三年』(創文社、1987年) 参照。
- 42) 拙稿「幕末期長崎落札貨物の動向」(『(敬愛大学) 経済文化研究所紀要』4号)。同書において、永見家文書に残る各種の「寄帳」に記載されている落札貨物の総量を記載した。なお、「皮類寄」に関しては、中村久子氏が、「もやい（ながさき部落解放研究）」(長崎県部落史研究所) 45・46・47号において全文翻刻されている。
- 43) 八百啓介 注8) 前掲書参照。八百氏は、同書315~16頁において「外面向かうかつ数量的には定高（会社）貿易の取引高の減少として進行していったのであるが、会社の衰退とは裏腹に、内面向かうかつ質的には脇荷貿易の表面化と発展として展開していくのである。」と述べ、オランダ貿易の多様化から、近世中期以降の長崎貿易の特質を見ようとしている。それ故に、「定高貿易の減少を、直に国内経済における国産化・自給化の進展の結果とすることはできない。」(同書316頁) とされている。
- 44) 鈴木康子氏は、「近世日蘭貿易史の研究」(思文閣出版、2004年)において、貿易の衰退を前提として議論されているが、貿易の変化と社会の変質について、またそのことが長崎奉行の政策とどのように結びつくのか、同書では残念ながら触れられてはいない。しかし近年長崎奉行の活動について精力的に研究を進めている。今後の研究成果を待ちたい。
- 45) 拙稿「近世中期の貿易政策と国産化」(曾根勇二・木村直也編『新しい近世史2』新人物往来社、1996年) では、貿易量の変化と国内生産量の増加がもたらした社会の変化を述べることから、近世中期以降に展開する貿易と国内市場の多様な側面のなかのひとつを描いた。
- 46) 「御触書抄」(森永種夫校訂『長崎乙名勤方附御触書抄』長崎文献社、1978年) 284頁より引用。